芝田地区まちづくり推進会議傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、芝田地区まちづくり推進会議設置要綱第６条の規定に基づき、芝田地区まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第２条　傍聴を認める定員は10名とする。

２　会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

３　前項の受付は、開催予定時刻の５分前又は定員に達した時点で受付を終了する。なお、受付開始時にすでに定員に達している場合は、抽選により傍聴者を決定する。

４　傍聴者には、原則として推進会議構成員に配付するものと同じ会議資料を配付するものとする。ただし、推進会議が公開すべきでないと認める事項の審議のための資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りでない。

（報道機関の特例）

第３条　報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

２　報道機関から取材等の申入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。ただし、その方法等については会長又は事務局の指示に従わなければならない。

（傍聴者の守るべき事項）

第４条　傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

（１）　はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

（２）　危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

（３）　飲食又は喫煙をしないこと

（４）　携帯電話などは受信音を出さないこと

（５）　写真撮影、録画及び録音等は行わないこと

（６）　会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

（７）　前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第５条　傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長又は事務局はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附　則

この要領は、令和８年11月13日から施行する。